平井音楽教室 教室規約

平井音楽事務所 代表 平井一郎 HIRAI Music School

一設立:2001年7月1日一

『平井音楽教室 教室規約』 2024年7月1日 第7回改訂版

経営理念

- 一、地球の安寧を願い、世界の平和に貢献する
- 二、音楽の探求と、夢と喜びを分かち合う関係性を尊重する
- 三、社会性を持ち、広く一般に門を開ける教室である

指導方針

- 一、創造力溢れる演奏技術の習得を促す
- 二、個々に合った練習法の提案
- 三、真剣に学び楽しく練習する
- 四、生徒さんの『思い』を大切にする
- 五、身体、心に負担をかけない
- 六、何人にも平等に、真摯に向き合う

以下の事項は、会員みなさんの能力向上の為に、安心して平等に習える約束事として定めたものです。

- 1. 入会に関する事項と楽器・機材などについて
 - ①教室への入会は随時出来ます。また、年齢の制限はありません。
 - ② 教室で学べる科目は、音楽全般における使用楽器の演奏法・音楽理論・作詞・作曲・声楽などで、各自の選択で決めていただきます。
 - ③使用楽器は、ご自身の楽器を持参していただき、教室の楽器・機材等は貸出しません。
 - ④ ドラムレッスンは教室の楽器を使用し、使用料はひと月500円です。

2. レッスンに関する事項 - I (予約と料金について)

- ① 1回のレッスンは入退室を含む毎正時からの50分間で、午前10時から午後8時50分迄行います。(講師の休憩時間は10分)
- ② レッスンの回数はひと月4回で、月謝は税込み13,000円です。3回以下の制度はありません。
- ③ 完全予約制のプライベートレッスンで行っています。同席は未就学生の保護者の方に限らせていただきます。
- ④ レッスン日は、あらかじめ曜日と時間を決める方法と日時(曜日)を変える方法で選択できます。

3. レッスンに関する事項 一Ⅱ (欠席・振替について)

- ① レッスン日に出席できない場合は欠席扱いとなり振り替えはしておりません。欠席する場合は事前に教室に連絡を入れていただきます。
- ② 決められたレッスン日時は変更できませんが、一週以上前(或いは一回以上前)の申告で、教室が提案する日時に受講できる場合は受け付けます。
- ③ 教室全体の円滑な運営を行なうために、レッスン時間の変更を依頼することがあります。

4. 休講に関する事項

- ① 休講日は毎週木曜日です。
- ② 年末年始・年度末・8月・発表会後・5週ある曜日は、休講日を設定させていただきます。
- ③ 定休日以外の休講は、その都度事前の連絡と話し合いを以って円滑に行います。

5. 発表会 (ライブ等) に関する事項

- ① 一年に数回、教室でライブを行ないます。出演資格は、通年受講している生徒さんに限らせていただきます。
- ② 見学参加に関しましては、在籍生徒さんとご家族のみなさんと会員以外の方も受け付けます。
- ③ ライブの日程・参加費等は、事前に会報でお知らせいたします。
- ④ ライブへの参加は必須ではありません。生徒さんご自身のお気持ちを大切にいたします。

6. 退会・休学に関する事項

- ① 進学・転勤・その他の理由により退会する場合は、事前にその旨を申し付けください。
- ② 休学が 2 ヶ月以上の場合は新規の扱いとなり、休学前に受講していた曜日・時間等の確約はできません。
- ③ 最終レッスン日から 2 か月を経過して連絡がとれない場合は、退会の意思表示と判断し、処理させていただきます。

7. 個人情報保護に関する事項

① 入会申込書の個人情報は、生徒さん及び保護者の方のプライバシーを尊重し、守秘義務を遵守し個人情報の保護に努めてまいります。

8. ホームページでの動画や写真の公開について

- ① 教室紹介の一環として、発表会やレッスン風景などの動画や写真を、ホームページや教室の 掲示場所に掲載させていただく場合がありますので予めご了承ください。
- ② 生徒さん本人、保護者さんから「掲載を希望しない」との申し出があった場合は、掲載しない か個人が判別できないように修正を行ないます。

9. 免責に関する事項

- ① レッスン中の生徒さんの不注意による怪我、教室への行き帰り等で発生した事故については、 当教室は一切責任を負いません。
- ② 生徒さんの故意による楽器や器物破損、その他のトラブルに関しては賠償請求をさせていただくことがあります。

10. その他

以下の場合は、レッスン受講をお断りさせていただき退会していただくことがあります。

- ※ 3か月以上レッスン料を滞納し再三の催促にもかかわらずお支払いいただけない場合
- ※ 故意に、レッスンの運営に著しく支障がある行為を行われた場合
- ※ 他の生徒さん及び講師へ、社会的モラルに反する言動や迷惑行為を行われた場合
- ※ 教室運営方針・指導内容・受講効果などにご理解いただけない場合

11. 規約改定について

本規約は、当教室の健全な運営を行うためのものです。今後、様々な状況の変化により規約を改定することがあります。改訂した場合には、その内容をご案内させていただきます。

令和7年(西暦2025年)5月1日 「平井音楽教室規約」第8回改訂版発行